

地 域 再 生 計 画

1 . 地域再生計画の名称

人材育成及び新規事業開拓研修を通じた地域産業の再生と雇用機会の創出
(京丹後市達人養成・鉄人育成プロジェクト)

2 . 地域再生計画の作成主体の名称

京丹後市

3 . 地域再生計画の区域

京丹後市の全域

4 . 地域再生計画の目標

京丹後市は平成16年4月1日、旧峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町が合併して誕生しました。京丹後市は人口65,129人(平成17年3月31日現在)、京都府の北端部の丹後半島に位置し、京都市から直線距離で約90km、東西に約35km、南北約30km、面積501.84km²の広がりをもっています。地形は、標高400~600mの山々から連なる山稜が広がり、中央部には盆地、北端には3町にまたがって連なる海岸部といった形状を成しています。特に海岸部においては、東側が若狭湾国定公園に、西側が山陰海岸国立公園に指定されています。

京丹後市は、このような自然豊かな地形を活かした農林水産業や観光関連業、丹後の気候と先人の努力により生み出された丹後ちりめんによって代表される織物業、それに関わる機械金属業などが基幹産業となり発展を続けてきました。

基幹となる産業のうち、機械金属業は近年安定した業績を維持していますが、織物業については近年の消費者ニーズの多様化、日本人の着物離れや絹織物輸入自由化等の産業構造的な不況から抜け出せない状況にあります。観光関連業についても好調に業績を伸ばしてきましたが、生活スタイルの多様化に左右されない、安定した集客のため、新たな観光資源の開拓が急がれています。

雇用面においては、若年者や女性などの就業ニーズに対応した雇用の確保、倒産・リストラなどに伴う失業対策、また、全国に比して高齢化が進展していることから、高齢者の就業支援などが早急に求められている状況にあります。

それには雇用の受け皿となる産業を活性化させることが不可欠であり、これを達成するため、人材育成に主眼を置いた研修・研究事業を実施し、製造業の底辺を支える技能者のレベルアップを図るとともに、京丹後市の魅力ある資源を活用

した新規産業の開拓を図り、地域産業の再生と雇用創出を促進させることを目標とします。

【目標 平成17年度～19年度の3ヶ年で80名の雇用創出を目指す】

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

平成16年4月1日、基幹産業が異なる6町が合併した京丹後市は、基幹となる複数の産業で構成された産業構造となっております。

旧峰山町・旧大宮町：機械金属業・織物業・農林業

旧弥栄町：観光業・農林業

旧久美浜町：観光業・農林水産業

旧網野町・旧丹後町：観光業・織物業・農林水産業

基幹となる産業状況と雇用状況は、

機械金属業 ここ数年は好況であり、暫くの期間は好況を維持できる見込みであるが、長期的には安定した受注が見込めない状態にある。従って新規採用は見合わせ、繁忙期はパート、派遣社員、残業(交代勤務を含む)等で対応している。機械金属加工技術の進歩は目覚ましく、技術者を一から養成する余裕が無い状態にあり、各事業所とも即戦力となる人材を探しており、正社員、パート社員とも採用に対しては経験者を優遇している。

観光関連業 ここ数年、冬季の松葉がに目的の観光客が好調で、事業拡大される業者も多いが、1年を通して安定した集客ができるのは1部の大手業者のみとなっている。集客の季節変動が大きいため常用雇用は少なく、繁忙期は期間限定のパート採用が殆どである。また、松葉がにブームもピークを過ぎ、将来的には現状の集客が困難となる見込みであるため、新たな観光資源の開拓が急がれている。

織物関連業 丹後ちりめんの産地であるが、日本人の生活様式の変化から着物(和服)離れが進み、最盛期の1/10まで生産(製造)量が落ち込んでいる。17年1月から絹織物の輸入自由化となり、産業構造的な不況から抜け出す手段が見つからない状態にある。必然的に機業の廃業、従業員のリストラ等があり、新規採用はほとんど無い状況である。また事業者の高齢化に伴う後継者不足も、深刻な問題となっている。

農 林 業 京丹後市には京都府内唯一の国営開発農地があり、優良な農作物が収穫できる農業環境の良い地域である。近年米価格の低下や輸入野菜の増加に伴う価格暴落の影響もあり、安定した農業経営の確立が課題となっている。また就農者の高齢化や新規就農者の不足等により、後継者及び担い手農家不足やそれに起因する農地荒廃が懸念されている。

以上のとおり、京丹後市の現状は不況産業を好況産業が補完している状態にあり、雇用状況についても短期パート募集（有効求人倍率1倍程度）は多いが、常用雇用（有効求人倍率0.6程度）については少なく、依然として厳しい状況にあるといえる。この状況を解決するためには好況産業の支援と不況産業の底上げを併せて実施しないと、丹後地域全体の活性化には結びつかないと考えています。

好況で比較的求人倍率の高い産業は、即戦力となる求職者を養成すべく、基礎的職業能力訓練講習を開催し、求人求職のミスマッチを解消する。併せて就業者向けのスキルアップ講習を開催し、雇用の安定を図る。

雇用を増大させるため高等教育機関等と連携し、各産業の事業者、中堅幹部、事業後継者を対象とした経営学講座等を開催し、事業拡大、新分野進出の支援を行なう。

農業経営者の経営規模拡大（法人化等）及び企業（農業法人）誘致等を図り、優良な農地を活用した大規模農業経営を行うことで新規雇用を創出させる。さらに新農産物の栽培研究を行い、京丹後市の新たな農業資源を開発することで、観光関連業を含む他の産業への波及効果を図る。

以上の3事業を絡ませて実施することで、行政所管の枠組みを超えた、総合的な地域産業の再生を行い、地域の雇用創出を図ります。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）

パッケージ事業については、京丹後市、丹後商工会協議会、丹後機械工業協同組合、丹後織物工業組合、京丹後青年会議所、丹後地域産業活性化推進会議、社団法人丹後地域職業訓練協会で構成する「京丹後市地域再生協議会」を実施主体とする。

ものづくりの達人養成事業

a . 機械金属加工基礎技能習得事業

求職者、離職者を対象とした基礎技能講習を実施する。研修修了者には修了証を交付し、研修修了者を優先的に採用するよう関連企業に依頼し、新規雇用を促進させる。

講習内容：機械製図、測定、材料、切削理論、旋盤技術、フライス盤技術、NC旋盤技術、マシニングセンター技術。

b . 機械金属加工キャリアアップ事業

在職者を対象としたキャリアアップ技能講習を実施する。研修修了者には技能認定証を交付し、雇用の安定を図る。

講習内容：NC旋盤コース、マシニングセンターコース、機械設計コース。

仕事づくりの鉄人育成事業

a . 京丹後市経営学講座

次世代に向けて、経営のステップアップを図る事業主・中堅幹部・事業後継者等を対象とした経営学講座を実施し、事業拡大、新分野進出等のノウハウを提供し雇用の増加を図る。

b . 丹後ものづくり塾（新分野研究会）

世界に誇れる丹後のハイテク技術を活かした丹後特有の製品開発について、専門コーディネーターの指導を仰ぎながら研究を行い、新しい製品（もの）づくりと販売経路を確立する。また、観光関連業、農林水産業、繊維産業等、丹後の魅力、資源、技術を活かした新製品開発と新事業展開についても、専門コーディネーターの指導を仰ぎながら新事業開拓研究を行い、事業規模の拡大、ひいては雇用の増大を図る。

5 - 3 - 2 その他の関連事業（京丹後市独自事業）

丹後ちりめんPR事業

日本人のライフスタイルの変化等により、着物着用人口の減少に伴って衰退傾向にある丹後ちりめん業界を活性化するため、文化としての着物の素晴らしさを再認識し、織物関連業界と連携して全国（世界）に丹後ちりめんをPRするイベントを開催することにより、和装（丹後ちりめん）業界の活性化、ひいては雇用の増大を図る。

17年度については「きものサミットin丹後」を開催する。

京丹後市女将さん塾

京丹後市では、丹後の豊かな観光資源（自然環境・歴史的資産・地場産業

等)を多面的に利用した新たな観光サービスが求められている。商工会、観光協会と連携し、観光関連業(旅館・民宿等)の女将さんを対象にしたサービスアップ研修を実施することで、女将さんのキャリアアップを図るとともに、観光関連業界における人材育成及び雇用の増加を目指す。

農業経営規模拡大促進事業

農業経営規模拡大(農業者の法人化等)の支援事業、企業(農業法人等)誘致事業を推進し、京都府内唯一の国営開発農地の有効利用を図り、農業経営規模拡大による雇用者の増大を図る。併せて、優良な農地を利用した新農産物栽培研究(研修)を実施し、農業経営規模の拡大と新規就農者の増大を図る。

6. 計画期間

認定の日から平成20年3月末まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

パッケージ事業については、計画期間終了(単年度毎)後に事業実施主体である京丹後市地域再生協議会において、計画目標の達成状況について評価することとする。京丹後市独自事業については、事業計画期間終了後にパッケージ事業の成果と併せて、京丹後市地域再生協議会が総合的に評価を行うこととする。

具体的には、個別事業ごとの雇用創出効果等の事業実績を把握するため、事業参加者の研修終了後の追跡調査等を実施し、定量的に評価することとする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし